

笛吹市告示第 35 号

笛吹市スポーツ・文化合宿等補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 26 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市スポーツ・文化合宿等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、笛吹市の観光振興及び地域のにぎわいの創出を図るため、笛吹市におけるスポーツ・文化合宿等を扱う旅行者に対し、予算の範囲内でスポーツ・文化合宿等補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(業務の委託)

第 2 条 市長は、補助金の交付に係る業務の全部又は一部を、一般社団法人山梨県旅行業協会に委託することができる。

(補助金の交付対象となる合宿等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる合宿等(以下「スポーツ合宿等」という。)は、笛吹市内の宿泊施設における延べ宿泊数(宿泊施設に宿泊した人数に当該宿泊日数を乗じた数をいう。以下同じ。)が 10 人泊以上であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) スポーツ又は文化団体の合宿
- (2) 民間企業が自社の社員に対して行う研修合宿
- (3) 大学等のゼミ合宿
- (4) 教育旅行
- (5) その他市長が認める合宿等

(補助金の交付対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 3 条の登録を受けた旅行者(営業所、支店等を含む。)であって、スポーツ合宿等を対象とした旅行業務(同法第 2 条第 2 項の旅行業務をいう。)を実施するものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、スポーツ合宿等の延べ宿泊数 1 人泊当たり 1,000 円とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、スポーツ合宿等を催行する 10

日前までに、スポーツ合宿等補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはスポーツ合宿等補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときはスポーツ合宿等補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請のあった者に通知するものとする。

(補助金の交付申請の変更等)

第8条 前条の規定による交付決定通知書を受けた者は、交付決定後に補助金の交付決定を受けた内容を変更するときは、スポーツ合宿等補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはスポーツ合宿等補助金変更承認通知書(様式第5号)により、不適当と認めるときはスポーツ合宿等補助金変更不承認通知書(様式第6号)によりその理由を付して、承認申請のあった者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 第7条の規定による交付決定通知書を受けた者は、スポーツ合宿等が完了したときは、当該完了の日から起算して10日以内に、スポーツ合宿等補助金実績報告書(様式第7号)に宿泊施設利用証明書(様式第8号)その他の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、スポーツ合宿等補助金額確定通知書(様式第9号)により、実績報告のあった者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 前条の規定による確定通知書を受けた者は、速やかにスポーツ合宿等補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、請求のあった者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でない  
いと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、  
スポーツ合宿等補助金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により、交付決定  
者に通知するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合に  
おいて、既に交付した補助金があるときは、スポーツ合宿等補助金返還命令  
書(様式第 12 号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。  
(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、  
市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日まで  
になされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を  
有する。